

みやぎ版住宅 の手引き



平成31年4月1日

宮城県土木部住宅課

目 次

はじめに	1
みやぎ版住宅制度とは	2
手続きの流れ	4
必要書類の提出先・お問い合わせ先	5
必要書類の様式	5
Q&A	6
様式集	7
みやぎ版住宅制度要綱	13

はじめに

県では、「宮城県住生活基本計画」（平成29年3月改定）及び「宮城県高齢者居住安定確保計画（第2期）」（平成30年4月策定）に基づき、地域の住宅産業の活性化や高齢期になっても快適で安心して暮らせる住まいづくりなどに取り組んでおり、その一つが、この手引きにある「みやぎ版住宅」です。

「みやぎ版住宅」は、地域の事業者や県産の木材によりつくられ、また、高齢期などを見据えた一定のバリアフリー性能を持つなど一定の要件を満たすものであり、皆様の住宅がその要件を満たしていることを県に届け出ていただき、県がそのことを証明するものです。

県は、皆様が住み慣れた住まいでいつまでも安心して暮らしていけるよう、こうした取組を通じて、良質な住まいづくりを促進します。

宮城県住生活基本計画（平成29年3月改定）の目標

『 東日本大震災からの住まいの復興を達成するとともに、県民一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる快適な住まいを確保し、宮城県に「生まれてよかった」「暮らしてよかった」「ずっと住みたい」と感じられる豊かな住生活の実現を目指します。 』

宮城県高齢者居住安定確保計画（第2期）（平成30年4月策定）の目標

『 住み慣れた住まいでいつまでも・状況に応じて住まいを選択しながら地域で支え合いながら自分（わたし）らしい暮らしの実現 』

いつまでも自分らしく豊かな住生活を送れるよう、世代を問わず県民一人ひとりが、加齢により身体機能が低下していくことなどを見据え、高齢期を迎える前の早い段階から将来の住まいのあり方を意識し、自らが望む暮らしの確保に取り組んでいくことが大切です。

また、高齢になるほど助け合いがより重要になってくると考えられることから、地域で支え合える良好なコミュニティの維持・形成に向け、県民一人ひとりが、地域づくりの担い手としての役割を自覚し、互いに連携しながら、主体的に取り組んでいくことが求められています。

みやぎ版住宅とは

「みやぎ版住宅」は、地域の事業者や県産の木材によりつくられるといった地域特性を持つとともに、高齢期になっても安全で安心して住み続けられるよう、手すりの設置や床の段差がないなどのバリアフリー性能特性を持つ新築住宅です。

<みやぎ版住宅のイメージ>

地域特性	地域の事業者による新築 地域型住宅 又は 県産材利用住宅
バリアフリー性能特性	2つ以上の手すりを設置 又は 床が段差のない構造

「みやぎ版住宅」は、宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有する事業者が設計又は施工し、①のいずれかの地域特性及び②のバリアフリー性能特性を持っている新築住宅です。

① 地域特性

地域型住宅

地域型住宅には、次のような特性があります。

- 地域の事業者によりつくられる
- 省エネルギー性能や耐久性などが優れている
- 地域の住宅産業の活性化に貢献できる
- 「地域特性（地域型住宅）」の基準
 - 地域型住宅グリーン化事業補助金の交付決定を受けた住宅

県産材利用住宅

県産材利用住宅には、次のような特性があります。

- 地球温暖化防止などの環境保全に貢献できる
- 林業振興や森林整備が促進される
- 地域の事業者により健康で快適な居住環境がつけられる
- 「地域特性（県産材利用住宅）」の基準
 - 県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金の交付決定を受けた住宅



② バリアフリー性能特性

バリアフリー性能特性には、次のような特性があります。

- 転倒などの事故を予防できる
- 安全で快適な居住環境がつけられる
- 高齢期になっても安心して住み続けられる
- 「バリアフリー性能特性」の基準

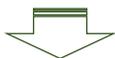
次のいずれかのバリアフリー性能を満たすものです。

- イ 住宅の次に掲げる場所又は室のうち、2つ以上の場所又は室に手すりを設置。
玄関、廊下、階段、トイレ、洗面室、浴室、居室
- 住宅内部の床が段差のない構造（5mm以下の段差を生じるものを含む。）。
ただし、玄関の上がり框の段差は除く。

手続きの流れ

みやぎ版住宅届出書の提出

- 提出時期：工事完了後
- 提出先：宮城県土木部住宅課
- 提出方法：郵送・電子メール・持参のいずれか



みやぎ版住宅届出書の受理

- 県住宅課が届出書の記載内容や必要書類の有無を確認し、不備等がない場合に受理されます。



みやぎ版住宅届出済証の交付

- 県住宅課から届出した方（建築主）宛てに「みやぎ版住宅届出済証」を送付します。

届出に必要な書類・図書

- ① みやぎ版住宅届出書
- ② 次のいずれかの書類
 - イ 地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱第7第一号の規定による補助金の交付決定通知の写し
 - ロ 県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金交付要綱第4第2号の規定による補助金の交付決定通知書の写し
- ③ 次のいずれかの書類又は図書
 - イ バリアフリー性能特性を有することが確認できる写真
 - ※工事後の写真を A4 サイズの用紙（様式自由）に添付し、写真毎に工事箇所がわかるように記載してください。
 - ロ バリアフリー性能特性を有することが確認できる図面（A4サイズ）
 - ハ 民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利住宅ローン「フラット35」の制度に基づき交付された適合証明書の写し（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく高齢者等配慮対策等級3以上の住宅性能を有するものに限る。）
 - ニ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく建設住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準に基づく高齢者等配慮対策等級2以上の住宅性能を有するものに限る。）

届出書の提出先・お問い合わせ先

宮城県 土木部 住宅課 企画調査班

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1（9階南側）

TEL：022-211-3256 FAX：022-211-3297

E-Mail：juutakup@pref.miyagi.lg.jp

URL：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/juutaku/

必要書類の様式

必要な書類の様式は、宮城県住宅課に用意してあります。また、宮城県住宅課のホームページからダウンロードもできます。

■宮城県住宅課のホームページ

みやぎ版住宅

検索



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/juutaku/m-index.html>

Q & A

Q1 届出ができるのは誰ですか？

A1 建築主又は住宅の所有者の方です。

Q2 届出に手数料はかかりますか？

A2 手数料はかかりません。

Q3 共同住宅は届出できますか？

A3 みやぎ版住宅の届出は一戸建て住宅のみが対象です。

Q4 いつ届出すれば良いですか？

A4 届出する時期は、工事が完了した後です。

様式集

様式集の目次

■みやぎ版住宅届出書（別記様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・ 8

■みやぎ版住宅届出済証（別記様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・ 10

（記載例）

■みやぎ版住宅届出書（別記様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・ 11

（参考様式）

□県産材利用工コ住宅普及促進事業の補助金交付決定通知書・・・・・・ 13

みやぎ版住宅届出書

（第一面）

年 月 日

宮城県土木部住宅課長 殿

届出者（建築主）の氏名

（自 署）

みやぎ版住宅制度要綱第3第1項の規定による届出をします。この届出書，添付資料及び図書に記載の事項は，事実と相違ありません。

私の住宅は，下記のとおり，みやぎ版住宅としての特性を持っています。

記

住宅の特性

地域特性
<input type="checkbox"/> 地域型住宅 （地域の事業者によりつくられ，省エネルギー性能や耐久性等に優れている住宅です。）
<input type="checkbox"/> 県産材利用住宅 （健康で快適な居住環境が得られるよう，一定量の県産木材を利用し，断熱性等に優れている住宅です。）

バリアフリー性能特性 （高齢期になっても安全で安心して住み続けられるよう，転倒の予防など一定のバリアフリー性能を持つ住宅です。）
<input type="checkbox"/> 住宅の2つ以上の場所（室）に手すりを設置 （設置した場所又は室： <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洗面室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室）
<input type="checkbox"/> 住宅内部の床が段差のない構造

※上表のうち，該当するものの□にレ点をご記入ください。

(第二面)

住宅等の概要

【1 届出者（建築主）】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【2 住宅の所在地】

■添付書類チェックリスト

添付する書類又は図書の□にレ点をご記入ください。

①右記2つの いずれか1つ	<input type="checkbox"/> 地域型住宅グリーン化事業の補助金交付決定通知の写し
	<input type="checkbox"/> 県産材利用エコ住宅普及促進事業の補助金交付決定通知書の写し
②右記4つの いずれか1つ	<input type="checkbox"/> バリアフリー性能特性を有することが確認できる写真 ※工事後の写真を A4 サイズの用紙（様式自由）に添付し，写真毎に工事箇所がわかるように記載してください。
	<input type="checkbox"/> バリアフリー性能特性を有することが確認できる図面（A4 サイズ）
	<input type="checkbox"/> フラット35の適合証明書の写し
	<input type="checkbox"/> 住宅性能評価書の写し

みやぎ版住宅届出済証



第 年 月 日

宮城県土木部住宅課長

みやぎ版住宅制度要綱第3第1項の規定による届出された住宅がみやぎ版住宅に求められる下記の地域特性とバリアフリー性能特性を有する住宅であることを証明します。

なお、みやぎ版住宅に安心して長く住み続けられるよう、住宅の適切な維持管理に努めてください。

記

- 1 届出の年月日
- 2 届出者（建築主）の氏名
- 3 住宅の所在地
- 4 住宅の特性

地域特性
<input type="checkbox"/> 地域型住宅 (地域の事業者によりつくられ、省エネルギー性能や耐久性等に優れている住宅です。)
<input type="checkbox"/> 県産材利用住宅 (健康で快適な居住環境が得られるよう、一定量の県産木材を利用し、断熱性等に優れている住宅です。)

バリアフリー性能特性 (高齢期になっても安全で安心して住み続けられるよう、転倒の予防など一定のバリアフリー性能を持つ住宅です。)
<input type="checkbox"/> 住宅の2つ以上の場所（室）に手すりを設置 (設置した場所又は室： <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洗面室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室)
<input type="checkbox"/> 住宅内部の床が段差のない構造

みやぎ版住宅届出書

(第一面)

〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県土木部住宅課長 殿

届出者（建築主）の氏名

宮城 太郎

(自 署)

みやぎ版住宅制度要綱第3第1項の規定による届出をします。この届出書、添付資料及び図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

私の住宅は、下記のとおり、みやぎ版住宅としての特性を持っています。

記

住宅の特性

地域特性	
<input checked="" type="checkbox"/>	地域型住宅 (地域の事業者によりつくられ、省エネルギー性能や耐久性等に優れている住宅です。)
<input type="checkbox"/>	県産材利用住宅 (健康で快適な居住環境が得られるよう、一定量の県産木材を利用し、断熱性等に優れている住宅です。)

バリアフリー性能特性	両方とも該当する場合は、両方にご記入ください。
(高齢期になっても安全で安心して住み続けられるよう、転倒の予防など一定のバリアフリー性能を持つ住宅です。)	
<input checked="" type="checkbox"/>	住宅の2つ以上の場所(室)に手すりを設置 (設置した場所又は室: <input checked="" type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洗面室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室)
<input checked="" type="checkbox"/>	住宅内部の床が段差のない構造
	該当するものにご記入ください。

※上記のうち、該当するものの□にレ点をご記入ください。

(第二面)

住宅等の概要

【1 届出者（建築主）】

【氏名又は名称のフリガナ】 ミヤギ タロウ

【氏名又は名称】 宮城 太郎

【郵便番号】 980-8570

【住所】 仙台市青葉区本町3-8-1

【2 住宅の所在地】

「住所」と「住宅の所在地」が同じ場合は記載不要

■添付書類チェックリスト

添付する書類又は図書の□にレ点をご記入ください。

①右記2つの <u>いずれか1つ</u>	<input type="checkbox"/> 地域型住宅グリーン化事業の補助金交付決定通知の写し
	<input type="checkbox"/> 県産材利用エコ住宅普及促進事業の補助金交付決定通知書の写し
②右記4つの <u>いずれか1つ</u>	<input type="checkbox"/> バリアフリー性能特性を有することが確認できる写真 <u>※工事後の写真をA4サイズ of 用紙（様式自由）に添付し、写真毎に工事箇所がわかるように記載してください。</u>
	<input type="checkbox"/> バリアフリー性能特性を有することが確認できる図面（A4サイズ）
	<input type="checkbox"/> フラット35の適合証明書の写し
	<input type="checkbox"/> 住宅性能評価書の写し

参考様式

(別記様式第2号)

宮城県()指令第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のありました 年度県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

宮城県知事 氏 名

記

1 補助金の対象となる事業(住宅)の概要

受付番号	
所在地	
構造・延床面積	木造 階建 / m ²
主要構造部材の 施工完了予定日	年 月 日

2 次のいずれかに該当するときは、県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金交付要綱(平成23年6月23日施行。以下「要綱」という。)第6に定める変更承認申請書(別記様式第3号)を速やかに提出し、知事の承認を受けてください。

- (1) 補助金交付決定額の増額
- (2) 施工業者が変更になる場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、要綱第6第2項の事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)により知事の承認を受けてください。

4 主要構造部材の施工完了後30日以内又は交付決定日(この通知の日)の翌年度4月20日のどちらか早い日までに、要綱第7の事業実績報告書(別記様式第5号)に必要書類を添付して提出してください。

5 本補助金の交付に関する書類は、事業の完了した翌年度から5年間保管してください。

《注意事項》

- ・要綱に違反したり、虚偽の事項を記載するなど補助金の交付に関して不正があった場合は、交付決定の取り消しや、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
- ・本補助金の交付決定は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

担当

--

みやぎ版住宅制度要綱

みやぎ版住宅制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、「宮城県住生活基本計画」（平成29年3月改定）及び「宮城県高齢者居住安定確保計画（第2期）」（平成30年4月策定）に基づき、地域の住宅産業の活性化や高齢期になっても快適で安心して暮らせる住まいの普及を図ることを目的として、宮城県内の事業者又は宮城県産の木材によりつくられ、一定のバリアフリー性能を有する住宅の基準及び届出手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みやぎ版住宅 宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有する事業者が設計又は施工し、(3)の地域特性及び(4)のバリアフリー性能特性を有する住宅で、第3第2項の規定による届出済証が交付されたものをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- (3) 地域特性 次のいずれかの補助事業の交付決定を受けるために必要な要件を満たすものをいう。
 - イ 地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱第4第一号に規定される地域型住宅グリーン化事業
 - ロ 県産材利用エコ住宅普及促進事業
- (4) バリアフリー性能特性 次のいずれかのバリアフリー性能を満たすものをいう。
 - イ 住宅の次に掲げる場所又は室のうち、2つ以上の場所又は室に手すりが設置されていること
 - (イ) 玄関
 - (ロ) 廊下
 - (ハ) 階段
 - (ニ) トイレ
 - (ホ) 洗面室
 - (ヘ) 浴室
 - (ト) 居室
 - ロ 住宅内部の床が段差のない構造（5mm以下の段差を生じるものを含む。）

であること。ただし、玄関の上がり框にあつてはこの限りではない。

(みやぎ版住宅の届出)

第3 第2第三号イ又はロに掲げるもので、バリアフリー性能特性を有する住宅の建築主は、別記様式第1号のみやぎ版住宅届出書に、次の各号に定める書類又は図書を添えて、これを宮城県土木部住宅課長に提出することができる。

(1) 届出する住宅が地域特性を有することを証する次のいずれかの書類

イ 第2第三号イに該当する場合は、地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱第7第一号の規定による補助金の交付決定通知の写し

ロ 第2第三号ロに該当する場合は、県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金交付要綱第4第二号の規定による補助金の交付決定通知書の写し

(2) 届出する住宅がバリアフリー性能特性を有することを証する次のいずれかの書類又は図書

イ バリアフリー性能特性を有することが確認できる写真

ロ バリアフリー性能特性を有することが確認できる図面

ハ 民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利住宅ローン「フラット35」の制度に基づき交付された適合証明書の写し（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく高齢者等配慮対策等級3以上の住宅性能を有するものに限る。）

ニ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく建設住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準に基づく高齢者等配慮対策等級2以上の住宅性能を有するものに限る。）

2 宮城県土木部住宅課長は、第1項の届出を受理した場合には、届出者に対し、別記様式第2号のみやぎ版住宅届出済証を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。